

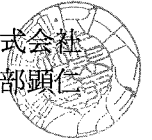


改善状況報告書

平成 23 年 10 月 26 日

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明 殿

RHインシグノ株式会社
代表取締役社長 阿部 顕仁



当社が平成 23 年 1 月 25 日に提出した改善報告書に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は、平成 22 年 12 月 17 日付で「平成 22 年 3 月期決算短信」及び「平成 23 年 3 月期第 1 四半期決算短信」並びに「平成 23 年 3 月期第 2 四半期決算短信」を連結子会社が過年度に孫会社に対して計上した貸倒引当金に関し、相殺処理を失念したことにより、重要な訂正を伴う決算内容を開示した件について、平成 23 年 1 月 11 日付で、貴取引所から「改善報告書」の提出を求められたため、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 1 月 25 日にその経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたしました。

2. 原因と問題点

当社は、平成 22 年 12 月 17 日に過年度の決算短信の訂正を公表いたしました。これは、子会社のインシグノパートナーズ株式会社の連結決算処理を行う過程において、当社のチェック体制が十分に機能し得なかったものと認識しておりますが、チェックを行う際のルール及び分担の取り決めを行い、チェック体制が機能する内容にしておくべきでありました。

さらに平成 22 年 12 月 17 日の体制では、そのレベルまで十分に準備が出来ていなかったことや、月次の決算業務をスムーズに処理できる体制ではなかったことが原因でありました。

3. 改善報告書記載の改善措置

当社は再検証作業により、個別事案での確認漏れが発生していたことが判明しました。

この要因は平成 22 年 3 月 31 日からの決算作業において、チェックを行う際のルールを事前に検討し、チェックの分担を詳細に決めておくなどの対応ができていなかったことによりチェックする体制が十分に機能し得なかったと認識しております。

対策と致しましては、決算の訂正といった事象を起こさないような体制を整備することが重要であると考え、そのために平常時の業務体制を強化し、会計に関する体系的な教育を実施すると共に、内部牽制だけに留めず、外部委託による牽制機能を取入れ、開示ルールの徹底と開示体制の強化を図って参ります。

1) 業務体制の強化

毎月の月次決算をその時に適正に実施し、適正な月次決算を積み上げ、その積み重ねとして四半期決算、第 2 四半期決算、年度決算を行っていくことが個別事案での確認漏れを防ぐ重要な業務として認識しております。

今、始めていることは連結子会社の月次決算処理状況の把握強化であり、次の内容で実施しております。

①子会社の月次決算処理状況について、先ず連結子会社側の業務処理フローとして月次で作成する残高試算表と貸借対照表、損益計算書を照合し、適正な会計処理が行われていることを月次で複数名で確認しております。

②当社のコーポレート本部では連結子会社毎の担当を決め、担当者が合計残高試算表に基づいて貸借対照表、損益計算書が作成されているかどうか主要科目を照合し、連結子会社の決算が適正に行われていることを確認しております。更に担当者のチェック後、上位職位のコーポレート副本部長が担当者の照合作業に漏れや誤りがないかを確認をしております。そして、内部統制監査室において、経理部門での確認が業務処理フローに沿った内容でなされているかを確認し、当社として連結子会社の会計処理が正しく行われていることを確認しております。

③経理部門に専門知識のある社員を1名採用し、月次決算の適正処理を実施しております。

④外部チェック機能を取入れ、公認会計士資格を持った税理士会計事務所と契約を行い、四半期決算の検証を実施しております。

2) 業務知識の向上

会計士と、より密な意見の交換を行い、適正な会計処理ができる関係を構築して参ります。

さらに、当社グループとして二重のチェック体制を導入致します。連結決算作業についてもまず各連結子会社で処理できるように体制と経理知識の向上を図り、その結果を受けて当社で内容のチェックができる体制及びチェックを行う際のルールを構築して参ります。

3) 業務上のリスクの全般的な洗い出し

当社ではグループ及び連結子会社における適正な財務報告に係る業務プロセスの整備を進めております。その中で平成23年5月までに上述の1)、2)の対策を含めた各リスクの統制状況をリスクコントロールマトリクスとして文書化致します。併行して経理規程等の見直しも実施して参ります。

その作成された文書を社内の評価チームが評価し、改善事項を含めて検討し、結果を評価報告書として平成23年7月までにフィードバックします。

4) 開示体制の強化

当社は適時開示体制について求められる一定の水準に到達し、維持継続していくことを目的として、適時開示業務を執行する体制を適切に整備して参ります。

整備の基本的考え方としては、迅速性の意識向上、開示対象となる情報の横断的収集、正確性の確保、開示に至るまでの手続きの明確化、情報開示に関する十分な理解を掲げ、具体的には以下のような取組みにより改善を図って参ります。

①適時開示業務を執行する体制づくりについて

適時開示業務を遂行するにあたり、下記につきまして平成23年2月までに整備してまいります。今後につきましては、適時開示に対するチェック機能が十分でなかったことへの対応策として、適時開示のタイミング及び要件についての業務フローを作成し、IR担当者だけでなく関連部署全ての役職員が理解と互いに指摘できるよう改善いたします。さらに適時開示規則の理解を深めることを目的としてIR担当者及び経理担当者並びに役員（情報取扱責任者）で月1回のミーティングを開催し、速やかに公表できる体制を構築してまいります。

②適時開示に関する意識向上について

当社の部門長に対して、貴取引所発行の「会社情報適時開示ガイドブック」の抜粋及びディスクロージャーについての外部の説明資料から抜粋した金融商品取引法における企業内容開示制度の概要、当社で作成した「適時開示マニュアル」を題材とし、平成23年1月より、コーポレート本部主催で開示規則等の研修を原則として毎月行って参ります。

さらに、本年2月からは、適時開示の重要性及びインサイダー取引の禁止等についての認識を促進するための研修をコンプライアンス教育の一環として当社グループ全体の教育体系に組み込み、階層別教育の中でグループの管理職層に対し実施し、底上げを図って参ります。

また、個別には、役員就任時、部長交代時に内容を説明し、開示の重要性についての浸透を図って参ります。

4. 改善実施状況

「改善報告書」に記載した改善措置について、その後6ヶ月間における実施状況を以下に記載いたします。

1) 業務体制の強化

毎月の月次決算をその時に適正に実施し、適正な月次決算を積上げ、その積み重ねとして四半期決算、第2四半期決算、年度決算を行っていくことが個別事案での確認漏れを防ぐ重要な業務として認識しております。

上記を実行するため、平成22年12月より、人員体制及び外部チェック機能の強化を行いました。具体的には経理部門に専門知識のある社員を1名採用し、連結子会社についての月次決算が適正に行われているかを複数名で確認する体制が整いました。この体制により、連結子会社毎の担当を決めて、合計残高試算表に基づき、貸借対照表、損益計算書が作成されているかどうか主要科目を照合し、決算が適正に会計処理が行われているかを社内でチェックして、最終的には上位職位のコーポレート本部長が確認し漏れや誤りがないかを確認しております。また、内部統制監査室において、経理部門での確認がリスクコントロールマトリクス（業務処理フロー）に沿った内容でなされているかを確認し、当社として連結子会社の会計処理が正しく行われていることを確認しております。

さらに、契約した税理士会計事務所が四半期決算毎に適正に会計処理をチェックし、当社グループとしては監査法人及び税理士会計事務所との外部による二重のチェック体制を構築し、会計処理に漏れや誤りがないかを確認しております。

2) 業務知識の向上

当社グループが消費者金融事業の撤退の中で、業態変換を模索している中で、会計処理も変わっていくことは避けられないこととなっております。そのため、各個人の業務知識の向上が必須になっており、参考資料にあるような研修を行っております。また、監査法人及び税理士会計事務所においては、会計処理に関する最新の法律等についてご教示頂いております。これらのことにより、各個人の業務知識が向上しております。

3) リスクの洗い出し

当社では、グループ及び連結子会社における適正な財務報告に係る業務プロセスの整備を進めました。平成23年7月に社内のチームと公認会計士で、上記の対策を含めた各リスクの統制状況をリスクコントロールマトリクスとして文書化いたしました。その文書化したものを現在活用し、日々の業務に活用しております。しかしながら、経理規程等の見直し及び評価報告書の作成については適正な財務報告に係る業務プロセスが定着してからと考えており、現在は行っておりません。

4) 開示体制の強化

当社は適時開示体制について求められる一定の水準に到達し、維持継続していくことを目的として適時開示業務を執行する体制を適切に整備してまいります。

整備の基本的考え方としては、迅速性の意識向上、開示対象となる情報の横断的収集、正確性の確保、開示に至るまでの手続きの明確化、情報開示に関する十分な理解を掲げ、具体的には以下のような取組みにより改善を図ってまいります。

上記のことを実行するためには、適時開示体制の強化を図り、適時開示について意識及び知識の向上が必要であると認識しております。

具体的には、適時開示業務を執行する体制づくりについて適時開示業務を遂行するにあたり、チェック機能を果たすための対応策として、平成23年2月に業務フローを作成する予定でしたが現在までに作成には至っておりません。しかしながら、開示体制の強化策として、IR担当者だけでなく関連部署全ての役職員が互いに指摘できるようにして、速やかに公表できる社内体制を構築するよう努力いたしております。さらに、監査法人と連携して内容のチェックを行い開示に努めております。

また、適時開示に関する意識及び知識の向上を目的として、当社の役職員に対して、貴取引所発行の「会社情報適時開示ガイドブック」の抜粋及びディスクロージャーについて、外部の説明資料から抜粋した金融商品取引法における企業内容開示制度の概要を題材とし、平成23年1月より、コーポレート本部主催で開示規則等についての理解を深めることを目的として、内部統制監査室、経理担当者、コーポレート副責任者（平成23年4月1日よりコーポレート責任者）及び取締役カンパニー本部長兼情報取扱責任者を参加者として参考資料の内容を経理知識向上については経理課長、適時開示規則の理解についてはコーポレート副責任者を講師として、月1回の研修を開催しております。なお、適時開示規則の理解を深めることが目的であった、月1回の役職員のミーティングについては開催しておりませんが、代わりに上記研修を行いました。

さらに、平成23年2月からは、適時開示の重要性及びインサイダー取引の禁止等についての認識を促進するため、コンプライアンス教育の一環として当社グループ全体の教育体系に組み込み、上記研修に新たな項目として加えて、階層別教育の中でグループの管理職層に対し実施しております。また、役員就任時、部長交代時に開示の重要性について内容を個別に説明を行っております。なお、研修については、6月から現在まで中断しておりますが、適時開示について意識及び知識の向上のためには必要と考えておりますので、当社グループ全体の教育体系に組み込むことができるように努めてまいります。

※参考資料

実施日	実施目的	実施内容	対象者
平成 22 年 12 月 22 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	財務諸表関連 上場会社の決定事実	コーポレート副責任者 1 名 経理担当者 2 名 取締役カンパニー本部長兼 情報取扱責任者 1 名
平成 23 年 1 月 19 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	キャッシュフロー計 算書 上場会社の決定事実	コーポレート副責任者 1 名 経理担当者 2 名 取締役カンパニー本部長兼 情報取扱責任者 1 名
平成 23 年 2 月 18 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	連結財務諸表関連 上場会社の発生事実 上場会社の業績予想 その他の情報	コーポレート副責任者 1 名 経理担当者 2 名 内部統制監査室 1 名 取締役カンパニー本部長兼 情報取扱責任者 1 名
平成 23 年 3 月 17 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	固定資産の減損会計 上場会社の発生事実 子会社の決定事実	コーポレート副責任者 1 名 経理担当者 2 名 内部統制監査室 1 名
平成 23 年 4 月 13 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	外貨建取引の会計処 理 子会社の発生事実	コーポレート責任者 1 名 経理担当者 2 名 内部統制監査室 1 名
平成 23 年 5 月 20 日	経理知識向上 適時開示規則の理解	金融商品会計の概要 適時開示情報の総合 まとめ	コーポレート責任者 1 名 経理担当者 2 名 内部統制監査室 1 名

以上